

公示番号：170331

国名：フィリピン

担当部署：東南アジア・大洋州部東南アジア第五課

案件名：農業近代化に係る情報収集・確認調査（農業機械）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業機械
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：その他

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.0M/M、現地 1.5/M、合計 2.5M/M
- (3) 業務日数：

国内準備 5日、現地業務 45日、国内整理 15日

本業務においては1回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月30日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- |            |           |
|------------|-----------|
| ③語学力       | 16 点      |
| ④その他学位、資格等 | 16 点      |
|            | (計 100 点) |

類似業務	農業機械に係る各種調査
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

フィリピンにおける農林水産業は、総就業人口の約 3 割であるが対 GDP 比シェアは 10.3%（フィリピン統計機構 2015 年統計）にとどまっており、21.6%を占める貧困世帯の 7 割以上が地方部における農林水産業従事者であることから、当国の貧困削減、格差是正のために農林水産業の成長が喫緊の課題となっている。特に、圃場の耕運・代掻き、田植、除草、収穫、乾燥といった生産・収穫後処理を人力に頼っていることから、収穫後ロスにより農家の逸失利益は甚大なものとなっている。農業省傘下フィリピンポストハーベスト開発機械化センター（Philippine Center for Postharvest Development and Mechanization: PHilMech）2013 年に発表した調査結果によれば、フィリピンの農業機械化レベルは耕地 1 ヘクタール当たりの平均 1.23 馬力となっており、日本（平均 7 馬力）、韓国（平均 4.11 馬力）、中国（平均 4.11 馬力）、ベトナム（1.56 馬力）などのアジア各国と比して、農業機械化という点においては、後進国といえる。フィリピンは、農漁業近代化法（1997 年）や農漁業機械化法（2013 年）の制定を通じて、農業の近代化・機械化の推進を試みてきているものの、資金不足などにより、大きな効果は表れていない。このため、2017 年に国家経済開発庁（National Economic Development Authority: NEDA）が策定したフィリピン中期開発計画（2017-2022）においては、農林水産業の近代化、特に機械化を通じた貧困削減・格差是正・食糧安全保障の促進が、引き続き最優先事項として掲げられている。このような背景から、農業省は農業、特に当該国の主食である米の生産の機械化を促進するための有償資金協力での支援を要望している。

農業省からの有償資金協力での支援の要望を検討するにあたり、本業務においては、フィリピンの農業機械にかかるマーケットに関する基礎情報等、有償資金協力事業の形成に必要な情報を収集・整理・レビューし、それを踏まえ機械化の事業スキームについての提言を行う。

## 7. 業務の内容

本業務は、上記のとおり、農業省からの有償資金協力での支援の要望を検討するにあたり、本業務においては、フィリピンの農業機械にかかるマーケットに関する基礎情報等、有償資金協力事業の形成に必要な情報を収集・整理・レビューし、それを踏まえ機械化の事業スキームについての提言を行うべく、以下の（1）～（6）の業務を実施する。また、本件調査は別途公示予定の農業政策・金融団員と協力して調査を行うこととし、右団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまと

めへの協力を行う。

(1) 国内準備期間 (2017年7月上旬)

- ① インターネットや資料等を通じて、フィリピンに進出している本邦及び海外、また、地場の主要な農業機械メーカーを洗い出し、それらメーカーがフィリピンにおいて取り扱っているコメに係る農業機械の種類・スペック・販売価格・シェア、また、販売・流通ネットワークについて情報を整理する。
- ② フィリピンに進出している主要な本邦農業機械メーカーを複数訪問し、上記にかかるより詳細な情報、また、フィリピンにおいて本邦農業機械を普及するための課題に関する認識や今後の戦略等についてヒアリングを行う。
- ③ JICA 東南アジア・大洋州部と連絡・調整の上、現地における業務内容・工程を整理する。業務内容・工程については、農業政策・金融団員ともしっかりと調整すること。
- ④ 現地業務工程表及び、上記①②を含む業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し JICA 東南アジア・大洋州部による確認ののち提出する。併せて、フィリピン事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務期間 (2017年7月～8月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAフィリピン事務所、C/P機関である農業省にワークプランを提出し、業務計画について説明する。
- ② 農業省やPhilRice、PhilMech等の政府機関また、農業機械メーカーの現地事務所へのヒアリング等を通じて、フィリピンに進出している主要な本邦及び海外、また、地場の主要な農業機械メーカーがフィリピンにおいて取り扱っているコメに係る農業機械のうち、特にニーズが高いものについて、種類・スペック・販売価格及び維持管理費・シェア・取得済認証の種類・現地に適用させるためのカスタマイゼーション、販売・流通ネットワーク等について情報をアップデート・精緻化する。更に、メーカーが金融機関等と連携して機械購入のためのローンを提供している場合、その仕組みと実態(金利等の条件や提供実績(件数、金額、地域等))について把握する。
- ③ 農業政策・金融団員と連携し、農漁業近代化法・農漁業機械化法の下で実施されている農業省等のプログラムの対象地域のうち、農業機械の稼働率の高い地域と低い地域を最低一か所ずつ訪問の上、普及している農業機械、その使われ方の特長、機械化による効果、機械が抱える問題点等を農業協同組合・農家・農業機械の代理店などからヒアリングを行う。訪問する地域の選定にあたっては、農業省からプログラム評価報告書等を入手の上、農業省・フィリピン事務所と慎重に調整し決定すること。
- ④ 上記①②をもとに、本邦農業機械の強み、普及に向けての課題を分析・整理する。分析・整理においては、一般競争入札の場合のスペックインの方法についても検討すること。
- ⑤ 現地業務完了に際し、農業政策・金融団員と協力し、中間報告書(英文サマリー)(案)を作成し、農業省に提出し、報告する。JICA フィリピン事務所にも中間報告書(英文サマリー)(案)を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 国内整理期間 (2017年9月上旬～10月中旬)

- ① 第1次現地業務期間中に整理した情報・分析に基づき、農業機械化事業（有償資金協力）につき、農業政策・金融団員が複数案を提示するにあたっては、担当分野の観点から十分に支援すること。
- ② 上記①を含めた中間報告書（和文・英文サマリー）を作成の上、JICA に提出し協議を行う。
- ③ 農業政策・金融団員の第2次現地業務終了後(10月中旬)に、その調査結果を踏まえた上で担当分野に係る最終報告書（ドラフト）を作成するとともに、農業政策・金融団員が作成する全体を取りまとめた最終報告書（ドラフト）の作成を支援する。農業政策・金融団員と共に JICA 東南アジア・大洋州部への提出・協議を行い、協議の結果を反映させたものを、最終報告書（和文、英文）として提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、最終報告書とする。

### (1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）、電子データ

### (2) 業務ワークプラン

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：国内準備期間終了時

部数：英文3部（簡易製本）、電子データ

### (3) 中間報告書

記載事項：7. (1) ~ (3) の記載事項及び農業機械化事業（有償資金協力）案等

提出時期：2017年9月下旬目途

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）、電子データ

### (4) 最終報告書（ドラフト）

記載事項：担当分野に係る調査結果の成果（要約を含む）

提出時期：2017年10月中旬目途

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）、電子データ

### (5) 最終報告書

記載事項：担当分野調査結果の成果（要約を含む）

提出時期：2017年10月下旬目途

部数：和文要約10部、英文20部（簡易製本）、電子データ

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイ

ドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本発マニラ往復とし、最も効率的経済な経路とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年7月～8月の間に1回、計45日間を予定しています。できるだけ早期の実施を希望しますが、業務完了時期については、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、別途公示予定の農業政策・金融団員と連携した業務が求められます。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

あり（上記7.（2）③の地域訪問の際、航空機を利用する必要がある場合は、国内航空賃も含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構東南アジア・大洋州部東南アジア第五課（[TEL:03-5226-8959](tel:03-5226-8959)、Email: [1rtd5@jica.go.jp](mailto:1rtd5@jica.go.jp)）にて配布します。

・農業省「機械化推進に関するマスタープラン計画（2017年～2022年）」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上